

健康保険

2019.3.1

I. 概要説明

私たちが生活していくうえで、最も心配なことの一つは、自分や家族の誰かが病気や怪我をしたときの治療費や生活費の問題です。また、病気や怪我だけでなく、出産や死亡の場合も同様です。健康保険は、このような場合に備えて、事業主と働いている人たちが普段から保険料を出し合い、不時の場合には医療や現金を支給する仕組みです。私たちが安心して生活していくためになくてはならない制度です。

※(株)Gファクトリーでは健康保険は「東京屋外広告ディスプレイ健保組合」に加入しています。

[東京屋外広告ディスプレイ健保組合 Web サイト](#)

II. 加入要件

雇用契約期間が2か月を超える、または2ヶ月を超える見込みがあること。

ただし、下記の要件すべてに当てはまる場合に限りです。

① 一般の労働者

・1週間の所定労働時間と1ヶ月間の所定労働日数が、当社の一般社員の4分の3以上である方

② 短時間の労働者 (2016年10月より)

・週の所定労働時間が20時間以上である方

* 週の「所定労働時間」とは、就業規則、雇用契約書等により、その者が通常の週に勤務すべき時間をいいます。

・雇用期間が1年以上見込まれる方

・賃金の月額が88,000円以上である方

* 時給×1日の所定労働時間×1か月の勤務日数

※健康保険と厚生年金は基本的にはセットでの加入となります。

厚生年金についての詳細は別紙をご参照下さい。

III. 保険料の負担額

[東京屋外広告ディスプレイ健保組合 保険料月額表](#)

毎月、給料から差し引かれる保険料は、それぞれの収入の額に応じて決められた「標準報酬月額」に当社加入の健康保険組合が設定している保険料率(98.0/1000)をかけて計算しています。(2017年1月現在)

この保険料は、当社と被保険者で折半して負担しています。

IV. 被扶養者

健康保険では、被保険者だけでなく、被保険者に扶養されている家族にも保険給付を行います。この家族のことを「被扶養者」といいます。被扶養者として認定されるためには、「家族の範囲」と「収入」について一定の条件を満たしている必要があります。

① 被扶養者の範囲

[東京屋外広告ディスプレイ健保組合 家族の範囲](#)

被保険者と三親等以内の親族であること。さらに、同居・別居によって条件が異なります。

【被保険者と同居でも別居でもよい人】 <ul style="list-style-type: none">・配偶者(内縁関係を含む)・子、孫・兄弟姉妹・父母など直系尊属	【被保険者と同居が条件の人】 <ul style="list-style-type: none">・左記以外の三親等内の親族・被保険者の内縁の配偶者の父母・連れ子・内縁の配偶者が死亡後の父母・連れ子
--	--

健康保険

2019.3.1

② 収入

被扶養者となるためには、「主として被保険者の収入によって生活していること」が必要です。

【被扶養者と同居している人】 対象者の年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること	【被扶養者と別居している人】 対象者の年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、かつ、その額が被保険者からの仕送り額より少ないこと
---	---

V. 病気や怪我をした場合の法定給付・付加給付

① 法定給付(法律で決められている給付)

病気や怪我をしたとき	療養の給付、家族療養費 東京屋外広告ディスプレイ健保組合 詳しくはこちら 業務外の病気や怪我に対して保険医療機関で診察を受けたとき。 ※健保組合が医療費の7割を負担												
	療養費、第二家族療養費 東京屋外広告ディスプレイ健保組合 詳しくはこちら 旅先で急病になり、保険証を提出できずに医療費を全額自己負担した内の7割の診療費用を申請するとき。 など												
	訪問看護療養費、家族訪問療養費 東京屋外広告ディスプレイ健保組合 詳しくはこちら かかりつけの医師の指示により、自宅で療養を必要とする人が訪問看護などの在宅医療を受けるとき。												
	入院時食事療養費 東京屋外広告ディスプレイ健保組合 詳しくはこちら 入院したときは、医療費の3割自己負担とは別に食事の費用1食460円を超える額を健保組合が負担。												
	入院時生活療養費 65歳以上(75歳未満)の方が療養病床に入院した場合、1食460円(食費)、1日370円(居住費)を超える額を健保組合が負担。												
	移送費、家族移送費 東京屋外広告ディスプレイ健保組合 詳しくはこちら 病気、怪我で歩行する事が困難な患者が、治療のため入院または転院する(医師の判断)際の移送費用を健保組合が負担。												
	高額療養費 東京屋外広告ディスプレイ健保組合 詳しくはこちら 医療費の自己負担には限度額があり、一定の基準に基づいて計算した限度額を超えた額を健保組合が負担。												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所得</th> <th style="text-align: center;">1ヶ月の自己負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準報酬月額 83万円以上</td> <td>252,600円+(総医療費-842,000円)×1%</td> </tr> <tr> <td>標準報酬月額 53~79万円</td> <td>167,400円+(総医療費-558,000円)×1%</td> </tr> <tr> <td>標準報酬月額 28~50万円</td> <td>80,100円+(総医療費-267,000円)×1%</td> </tr> <tr> <td>標準報酬月額 28~50万円</td> <td>57,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者</td> <td>35,400円</td> </tr> </tbody> </table>	所得	1ヶ月の自己負担限度額	標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	標準報酬月額 53~79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	標準報酬月額 28~50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	標準報酬月額 28~50万円	57,600円	低所得者	35,400円
	所得	1ヶ月の自己負担限度額											
	標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%											
標準報酬月額 53~79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%												
標準報酬月額 28~50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%												
標準報酬月額 28~50万円	57,600円												
低所得者	35,400円												
傷病手当金 東京屋外広告ディスプレイ健保組合 詳しくはこちら 被保険者が業務外の病気や怪我の治療のため、仕事ができず、給料等をもらえないときの給付金。													
出産したとき	出産手当金 東京屋外広告ディスプレイ健保組合 詳しくはこちら 産前42日、産後56日の間、休業1日につき直近12ヶ月間の標準報酬月額平均額÷30×2/3相当額を支給。												
	出産育児一時金、家族出産育児一時金 東京屋外広告ディスプレイ健保組合 詳しくはこちら 被保険者および被扶養者である家族が妊娠85日以上で出産したとき、1児につき42万円支給												
死亡したとき	埋葬料、家族埋葬料 東京屋外広告ディスプレイ健保組合 詳しくはこちら 被保険者や被扶養者が死亡したときには、埋葬料一律5万円を支給。												
	埋葬費 被保険者の死亡時に、埋葬料の支給対象者がなく、実際に埋葬を行った者に対して、埋葬費一律5万円を支給。												

② 付加給付(健保組合が独自に決めているもので、①の法定給付にプラスして支給)

付 加 給 付	一部負担還元金、家族療養費賦課金 東京屋外広告ディスプレイ健保組合 詳しくはこちら 高額療養費の1か月の自己負担限度額から50,000円を控除した額を支給。
	合算高額療養費付加金 東京屋外広告ディスプレイ健保組合 詳しくはこちら 1か月1件毎の自己負担額が限度額に満たない場合でも、同一世帯内で21,000円以上の自己負担が複数ある場合はその額を合計することができる。その合計額が自己負担限度額を超えた場合に支給。診療件数毎に50,000円を控除した額を支給。

③ 限度額適用認定証 [東京屋外広告ディスプレイ健保組合 限度額適用認定証](#)

病院窓口での支払を自己負担限度額までにしたいときに申請します。

医療費が高額になると見込まれる場合は、事前に「限度額適用認定証」を用意すると便利です。

事前に申請をして交付を受けておく必要があります。

VI. 退職後の保険

退職後、再就職する場合は再就職先が加入している医療保険に加入しますが、再就職しない場合は、(1)国民健康保険に加入するか、(2)配偶者や子供の被扶養者になるか、(3)任意継続被保険者として当社加入の東京屋外広告ディスプレイ健保組合に加入を続けることもできます。

・任意継続被保険者 [東京屋外広告ディスプレイ健保組合 任意継続被保険者](#)

下記の要件をすべて満たしていれば、退職後も2年間は被保険者資格を継続することができます。

- ① 資格喪失日(退職日の翌日)の前日までに継続して2ヶ月以上被保険者であること
- ② 資格喪失日から20日以内に任意継続被保険者となる申請をすること

VII. 介護保険について [東京屋外広告ディスプレイ健保組合 介護保険制度](#)

介護保険制度とは、介護が必要な人が適切な介護サービスを受けられるように支える仕組みです。40歳以上に加入が義務づけられている公的な社会保険制度で40歳から64歳までの健康保険の加入者は、健康保険料と一緒に介護保険料を納めます。

・被保険者の種類

- ① 65歳以上の人(第1号被保険者)
→寝たきりや認知症などの「要介護状態」、もしくは日常生活に支援が必要な「要支援状態」に該当する場合に介護サービスを利用することができます。
- ② 40～65歳未満の医療保険に加入している人(第2号被保険者)
→16種類の「特定疾病」に該当する場合にのみ、介護サービスを利用することができます。
([厚生労働省 特定疾病の範囲](#))

・保険料 [東京屋外広告ディスプレイ健保組合 保険料](#)

「標準報酬月額」に当社加入の健康保険組合が設定している保険料率(17.0/1000)をかけて計算しています。(2019年3月現在) この保険料は、当社と被保険者で折半して負担しています。

健康保険

2019.3.1

・介護サービス内容と利用料

居宅サービス	自宅などを訪問してもらうサービス	例：訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション等
	施設を利用するサービス	例：通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護等
	介護をする環境を整えるサービス	例：福祉用具貸与、福祉用具購入費の支給、住宅改修費の支給等
施設サービス	介護老人福祉施設の利用 (特別養護老人ホーム)	要介護と判定された人のみ利用できます。 ※原則、特別養護老人ホームへの新規入所者は要介護3以上の人に限定されます。
	介護老人保健施設の利用 (老人保健施設)	
	介護療養型医療施設の利用 (療養病床など)	
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護 認知症高齢者グループホーム 認知症対応型デイサービス 夜間対応型訪問介護 地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護 等々	要介護の方が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、多様かつ柔軟なサービスを提供するための枠組みです。 市区町村単位に事業が運営され、原則、所在市区町村の住民が利用できます。
利用料	サービス費用の1割または2割が自己負担となります。	